



Title	変造前の文言の立証責任
Author(s)	近藤, 弘二
Description	論説
Citation	北大法学論集, 23(4), 1-21
Issue Date	1973-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27935">https://hdl.handle.net/2115/27935</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	23(4)_P1-21.pdf



## 変造前の文言の立証責任

近藤 弘 二

### 目次

- はじめに
- 一 判例
- 二 判例をめぐる諸見解
- 三 変造前の文言の立証責任
- 四 複数の記載事項への立証責任の適用  
おわりに

### はじめに

手形金の支払を請求する訴訟において、変造が問題となることがある。手形に現在記載されている手形金額や支払

期日などが、被告がその手形に署名したときのそれとちがっており、しかも被告はこの変更について関知しないといふのである。変造前の手形に署名した者は変造前の文言に従って責任を負う（手形法六九条・七七条一項七号、小切手法五〇条）。この変造前の文言の立証責任、つまり訴訟においてこれが確定されないときの不利益は、原告・被告のいずれが負うか。

変造前の文言について立証責任が適用されることは實際上少ないと思われる。手形面上記載の変更が明らかでない場合には、何もなければ現在の文言により請求が認められる可能性があるので、それを不利益とする当事者が変造前の文言を証明してしまうからである。<sup>(1)</sup> それではどんな場合に立証責任が問題となるか。実例がある。<sup>(2)</sup> 被告の振り出した三通の約束手形の中でどれか一通の支払期日を変造したことまでわかったが、それがどの手形であるかはついにわからなかったというものである。三通の変造前の文言は明らかになったが、訴訟に持ち出された手形の支払期日がある中のどれであるかはわからない。この場合、立証責任を負う当事者にとって最も不利益な変造前の文言により原告の請求が認められることになる。

訴訟当事者のいずれが立証責任を負うかは、立証責任の分配を定める法規の解釈の問題であり、多くは、法規の定め方の形式から判定をすることができる。<sup>(3)</sup> しかし手形法第六九条はその役に立たない。同条は「為替手形ノ文言ノ変造ノ場合ニ於テハ其ノ変造後ノ署名者ハ変造シタル文言ニ從ヒテ責任ヲ負ヒ変造前ノ署名者ハ原文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ」と定めるが、これは、手形債務者は自己のなした手形行為の内容に従って責任を負うものであるという、当然の事理を明らかにしたものに止まり、同条によって特段の法律効果を創設しようとしたものではないからである。<sup>(4)</sup> 変造前の文言の立証責任を原告・被告のいずれが負担するかは、解釈によって定めるほかない。

従来学説はこの問題について文言の変更が手形面上明らかでない場合と明らかである場合とを区別し、文言の変更

が手形面上明らかでない場合には、所持人は一応現在の文言によって請求することができ、債務者は、自己の署名後に変更があったことおよび変更前の文言を立証しなければ、現文言による責任を免れることができないのに対し、文言の変更が手形面上明らか場合には、所持人は、債務者が変更に同意したことまたは変更後に署名したことを立証しなければ、現文言による責任を問うことができず、また変造前の文言によって責任を問うためには、変更が無権限によってなされたこと、および署名が変造前に行なわれたことおよび原文言を立証する必要がある、としていた。理由をとくに述べていないものが多いが、変更が手形面上明らかでない場合には手形が現在の文言で作成されたことが推定される（外觀主義）とするものがあり、また最近では、変造の事実が推測されるような場合、支払人が支払人の手を離れて流通している過程の事情（変造の事実）を立証することは困難であるが、被裏書人は手形を受け取る際、手形面上明らかでない疑念に対しては、その手形の受取を拒絶するか、変更がなされた事情についての証拠を要求するかすればよい地位にあるからである、と説明するものがある。

これに対して実務に携わる側から次のように説かれていた。すなわち、手形金請求訴訟において被告が変造を主張しても、これは手形行為の要件事実に関する原告の主張を否認し、かつ、原告が提出した書証としての手形が原告主張の事実認定の資料に供しえない理由を説明する証拠弁論にすぎないのであって、要件事実の主張ではない。当事者は場合により自己の主張する事実について証拠を提出する必要性に迫られるが、これはあくまでも挙証の必要性の問題であって挙証責任の問題ではなく、挙証責任としては、原告において被告の手形行為の内容について挙証責任を負担するという原則が動かないのである。

その後前述の例についての判決があらわれ、しかも原審と最高裁とが互いに異なる立場を示すにいたった。そしてこれらの判決に対する批評・解説においてこの問題があらためて検討された。右の判例批評・解説には私自身による

ものも含まれるが、その後発表された文献をも参照し、あらためて考えてみたのが本稿である。前に述べたことを補正しつつ考え方をまとめておきたいと思う。

- (1) 田辺・商法の判例第二版一三六頁参照。
- (2) 後掲判例参照。
- (3) 小山・民事訴訟法〔三四八〕二九四頁。
- (4) 坂井・裁判手形法一五三―一五四頁。
- (5) 鈴木「手形の偽造・変造」伊沢先生還暦記念・判例手形法小切手法一三三頁、菱田「手形の変造・抹消」手形法小切手法講座一卷(昭和三九・一二)二七六頁参照。
- (6) 山尾「手形の偽造及び変造」手形法研究二二―二三頁。Vgl. Baumbach-Hefenehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 10 Aufl. 1970, § 69, D.
- (7) 菱田・前掲箇所。
- (8) 坂井「約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証」司法研究報告書一四輯二号(昭和三八・八)四五―四六頁。
- (9) 最(三小)判昭和四二・三・一四民集二巻二号三四九頁(原審・大阪高判昭和三九・六・一五高裁民集一七巻五号二六一頁)。
- (10) ジュリスト三九五号一二七頁、手形小切手判例百選(新版)七二頁。

一判 例

1 前記判例<sup>(1)</sup>の原審は、手形変造の法律効果を主張する者は、その要件事実として、手形債務者として署名した特定の者が署名した当時における手形文言について立証責任を負うものと解する。その理由として次のように述べる。「手形の変造は、変造部分が手形の必要的記載事項、有益の記載事項、および有害の記載事項のいずれであるかを

問わず、又主張者の立場が手形の所持人、手形債務者、もしくはそれ以外の第三者であるかを問わず、一般に、手形の現文言（注、変造が特定の手形文言、たとえば、支払期日について数回行なわれた場合には、すでに主張立証されたところの特定の變造後における特定の手形文言、たとえば支払期日である場合がある。）による手形債務者の責任が變造前の原文言（注、右現文言の場合と同断。）による責任に比し、變造の主張者にとって不利益であるところから主張されるものである（そうでなければ主張は無意味である。）から、特定の者が、手形債務者としての署名時の手形の原文言と、署名後の手形の現文言の両者が相異なること、署名の前後で両者が相異なるのは無権原による記載事項の挿入、削除、変更が加えられたためであること、および變造の主張者にとって現文言が不利益であることとその不利益の限界すなわち署名時の手形の原文言、以上の諸点について証拠判断上不明が存するときは、その不利益は主張者に帰せしめるのが衡平であるからである。」

被告は、原告が被告振出の三通の手形のどれか一通の支払期日を変造したことまでは立証できたが、どの手形の支払期日を変造したのか、すなわち變造前の手形の原文言の内容については立証できなかった。したがって、被告は三通の手形の支払期日のうち被告にとって最も不利益な支払期日の範囲で責任を負わなければならない。

2 最高裁は次のように判示する。

「約束手形の支払期日（満期）が變造された場合においては、その振出人は原文言（變造前の文言）にしたがって責を負うに止まるのであるから（手形法七七条一項七号、六九条）、手形所持人は原文言を主張、立証した上、これにしたがって手形上の請求をするほかはないのであり、もしこれを証明することができなときは、その不利益は手形所持人にこれを帰せしめなければならない。」

原審の確定したところによれば、本件手形は、被告が、支払期日をそれぞれ記載して振り出した三通の約束手形の

うちいずれか一通につき、原告がその支払期日の記載を変造したものであることは明らかであるが、いずれの一通につき変造がなされたものであるかは不明であるというのである。しからば、本件手形の支払期日が変造にかかるものであることは証明されたが、その変造前の原文言が三通の手形の支払期日のいずれであるかは証明できなかったのであるから、原文言が判明しないことによる不利益は、原告にこれを帰せしめなければならないこととなる。

(11) 約束手形金請求事件。被告Y(被控訴人・上告人)は自己の経営するY会社と共同して五通の手形をA会社に宛てて振り出した。その際、金額欄の下方に金額を、支払期日欄に満期を鉛筆で記載しておいた。これは、前にY会社がA会社に振出交付した手形の不渡にそなえて振り出されたもので、同じ内容を記載してもらおうための心おぼえとしてなされたものであった。この手形がA会社から原告Xの手にわたり、Xが各記載を抹消しあらためて七一万六、五一四円、昭和三四年二月二五日と記入してYに手形金を請求したものである。ただ、それぞれ金額・満期が、(イ)一六万四、二〇〇円、昭和三四年三月七日、(ロ)一二万五、三〇〇円、同年同月二二日、(ハ)二五万円、同年四月二六日、と記載された三通の手形のうちどれか一通についてXが記載を抹消し勝手に前記の記入をしたことまではわかったが、それがどの一通であるかはついにわからなかった。裁判所はこの事件を、手形金額については白地補充権濫用、満期については変造の問題として処理した。

なお旧法下の判例として、大判昭和九・三・二四新聞三六八六号一〇頁や朝高院判大正一一・九・一四新聞二二七六号二〇頁が参照されることがあるが、前者は手形法制定による改正前の商法四三七条三項が、「偽造者、変造者及ヒ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ偽造又ハ変造シタル手形ヲ取得シタル者ハ手形上ノ権利ヲ有セス」と規定していたところから、この要件事実としての所持人による変造の立証責任が被告にあるとしたものであり、後者は立証責任という言葉を使っているが、判文全体からみれば、変造の立証の必要性が被告にあるというものである(奈良調査官の解説・法曹時報一九卷七号一一九頁、一三〇頁参照)。

## 二 判例をめぐる諸見解

前記の判例があらわれてから、これに対する批評等においてこの問題があらためて論じられ、次の諸見解が示され

ている。

イ 証券上変造の事実が明らかか否かで区別する従来の通説をとる。これと前記最高裁判決とは必ずしも調和しないものではない。上述の通説によると、証券上に變造の事実が明らかでない場合に、所持人は、現在の文言に従って請求することだけ説いているが、所持人が變造前の文言に従って請求することが必要な場合または有利な場合があつて（本件のように満期の變造については必要なことが多い）、この場合には、所持人がその變造の事実、原文言およびその被請求者が變造前に署名した者であることを立証することを要するので、この点は、變造の事実が明らかの場合と同様で、ただ、變造の事実が明らかでない場合には、その挙証の必要がないのに止まる<sup>(12)</sup>。

ロ 變造の事実自体については、原文言の署名者において争う利益があるところから、これを立証することが要求されるが、いったん變造の事実が明らかにされた以後においては、原文言を主張する利益は所持人側にあることからして、立証責任が轉換され、所持人の負担となる。

變造があつたという事実が明るみに出た以上は、手形所持人は、あらためて變造前の文言に従って署名者の責任を追求することになるのであるから、なにを請求するかについて自ら立証する責任を負担すべきであつて、もしこれができないときは、不利益な待遇を受ける結果を招いても、それはやむをえないものといふべきである<sup>(13)</sup>。

ロ 通説が變造のあつたことが手形面上明白である場合に立証責任を所持人に轉換せしめているのは、債務者は自己の手を離れて流通におかれている手形の變造については全く関知しないところであるのに対し、所持人は手形取得に際し、手形面から一応變造のあつたことを推測することができ、その辺の事情について調査をなしうる地位にあることを根拠としていふと思われるが、この考え方からすれば、變造のあつたことが手形面上明白でない場合においても、債務者において、所持人が變造について悪意であること又は變造者自身であることを立証すれば、變造のあつた

説

ことが手形面上明白な場合と同様、立証責任は所持人に転換されるものと解すべきである。

論

ことに本件の場合のように、複数の手形のうちの一通が変造された場合においては、署名者が原文言を立証することは極めて困難であり、それができない以上は最も不利益に扱われることになる。とすれば、それは署名者に対しあまりにも酷を強いるものであるように思われる。

ハ 原告は被告の手形上の債務発生原因事実として少なくとも被告が手形要件を記載し若しくは記載のある書面に署名したという事実を主張しなければならず、被告の変造の主張は否認理由を積極的に述べたにすぎない。要するにこの被告の付加した部分は原告の主張事実を表とすれば裏になるものであって両者は理論的に併存することはありえず、変造の事実の存否は原告の主張事実の立証の内に含まれていてこれが抗弁として現われる余地は全くないのである。

手形行為者が手形行為たることを認識して書面に署名した事実と手形上の権利行使の時にその書面に手形要件の記載があるという事実があればその記載は手形行為者のなしたものであること若しくは署名当時その記載があったことが法律上推定されるというのであれば変造の主張は主要事実として登場することとなるが、右のような法律上の推定はこれを認める明文の規定もなく是認することはできない。

また、所持人たる原告は、被告が手形であることを認識して書面に署名したこと、現在その書面に手形要件の記載があること、原告がその書面の適法な所持人であることを主張すれば足り、誰が手形要件を記載したか、署名当時その記載がなされていたかということは原告において主張する必要はないとする見解がある。この見解によれば変造はこれを主張する者において抗弁として主張立証すべき主要事実となる。このように考えるときは手形の信用ひいては取引の安全の保護に役立つことには間違いない。しかし、この見解は結局、署名（若しくは署名および交付）により

無限定な手形上の権利が発生（手形要件の記載が充足されることを条件に発生すると考えることもできよう）し、署名以外の手形要件の記載はこの無限定な権利を制限するものであると等に等しく、これには直ちに賛成できない。<sup>17)</sup>

ニ 所持人が現文言で請求した場合、署名者が変造の抗弁を提出して、原文言による責任しか負わないと主張する場合には、署名者が自己の署名時の文言の立証責任を負うと解すべきではないか。手形行為の有効な成立が立証された以上（そうでなければ「変造」の問題はおきない）この範囲の責任しかないという被告の抗弁は、原告の請求を減縮する抗弁なのだから、被告が立証しなければならない。<sup>18)</sup>

への説では、手形所持人が変造前の文言を立証しえなかった場合には、本件のような場合でない限り所持人の手形金請求は全く認められないことになる。しかし変造前の文言の立証責任の所在が問題となるのは、論理的には、その手形が有効に振り出された事実が確定された後のことである。したがって、署名者が手形債務を負うことはきまっているものであり、ただ、どのような文言による債務であるかが立証されていないのにすぎない。債務者が、原告の所持する手形は確かに自己の振り出したものであるが、この文言ではなかったと抗弁しているにすぎないのに、原告が原文言を立証しえないと、請求を全面的に棄却してしまつてよいだろうか。<sup>19)</sup>

しかしこのことは、原文言の立証責任が常に債務者にあることを意味するものではない。所持人が、署名時の文言は現文言と異ると主張して、原文言による責任を追及しようとする場合には、もちろん所持人がその立証責任を負う。例えば満期を變造して繰り上げたところ、支払を受けないでいるうちに變造後の文言によれば時効期間が経過してしまつたような場合には、所持人としては、時効による債務の消滅を主張する被告に対して、原文言によれば時効期間は経過していないから払え、という主張をすることになる。この場合には、まさに、原文言による手形債権を主張する原告に、その立証責任があるのは当然である。<sup>20)</sup>

説

「原則としてこの説によるが、悪意の所持人に対する関係では、立証責任が転換されると解する余地があるのでないか。<sup>(21)</sup>あるいは、変造が明らかにされた後においても、なお原文言を立証する責任が被告にあるとする通説およびこの説においても、変造者が自己に最も有利な変造をなしたという一応の推定がなされ、これに対する原告の反証が成立しない以上、原告にとって最も不利益な記載の偽の手形について被告は責任を負うにとどまるといえよう。<sup>(22)</sup>」

(12) 田中(誠)・手形・小切手法詳論上巻一〇五頁。

(13) 塩田・法律時報三七卷八号八二頁。

(14) 塩田・前掲箇所、田中(昭)・商事法務研究四〇七号二二頁。

(15) 塩田・前掲箇所。

(16) 岸本・判例タイムズ一九五号四四頁、四六頁。同旨、坂井・前掲書一八〇—一九〇頁(判例評論一〇五号一一—一二四頁)、

奈良・法曹時報一九卷七号一二五—一二六頁、鴻「約束手形金請求訴訟における要件事実」実務民事訴訟講座4二二三—二二三三頁、菅原・民商法雑誌五七卷三号四六七頁、河本Ⅱ河合・手形小切手の法律相談二八五—二八六頁、近藤・前掲評釈二二九頁。

(17) 岸本・前掲四六—四七頁、坂井・前掲書一八九頁(前掲評釈一一四頁)。

(18) 竹内・法学協会雑誌八五卷三号四一九頁、鈴木・前掲論文二三四頁。

(19) 竹内・前掲四一六—四一七頁。なお、四一八・四一九頁参照。

(20) 竹内・前掲四二〇頁。

(21) 田辺・前掲一三九頁。

(22) 中村・法学三五卷三号一〇三—一〇四頁。なお、菅原・前掲四六九頁参照。

立証責任という言葉、事実が不明な場合に訴訟当事者の一方が負う不利益を指すものとして使うのが、訴訟法における最近一般の用語法であるから、記載の変更が手形の外見からわかる場合とわからない場合とで区別して説明す

る従来の学説は、訴訟進行中に当事者が立証を迫られること、つまり立証の必要を述べるものであって、右の意味での立証責任についていうものではない。<sup>23)</sup> ロ・ロの説についても同様である。これらはそれぞれ、従来の学説を前記判例の特殊な場合に応用したものであり、立証責任の転換と言っているのはこれを示すものである。ハの説は坂井判事がかねてから説かれるところであり、最高裁ははっきりしないけれどもこれを採用したものとと思われる。<sup>24)</sup>

ニの説は、手形署名者が原則的に手形に現在記載されている文言どおりの責任を負うことを前提とする。しかし、それは手形面上記載の変更がわかる場合にもそうなのであるか。前記判例の原審判旨は不利益を避けんとする者に立証責任を負わせるのが衡平であると言うが、被告がどのような内容の債務を負うかがわからなければ、原告はその請求を棄却されるという不利益を受ける（あるいは請求認容の利益を得られない）のであり、したがって、これもまた現文言による債務負担を前提とすることになる。手形面上記載の変更がわからない場合、これに反する事実が判明しなければ、原告の請求は現文言によって認められることになるが、それは事実上そうなるに止まるのではないか。また、ハの説とニの説とで結論がちがうのは前記判例のように複数の手形のうちのどの一通を変造したのかがわからない場合である。ニの説はこの場合に限ってハの説と同じ結論を妥当と考え、ニの説を修正する。

(23) 鈴木・前掲論文一三三頁、奈良・前掲一二六頁。ニの説にも同様の問題がある。鴻・前掲二四〇頁・注(14)。

(24) 奈良・前掲一二五頁、竹内・前掲四一六頁。なお、田辺・前掲一三八頁参照。

### 三 変造前の文言の立証責任

手形の変造は被告の負うべき債務の内容について問題となる。手形金額についてはその量的なちがいが問題となる

だけであるが、満期となると、その未到来、消滅時効、遅延損害金の起算日、遡求権の保全、期限後裏書における人的抗弁の對抗に關係して問題となる。また遡求権保全の有無に關しては、支払地、支払場所、振出人の変造が問題となりうる。<sup>(25)</sup>

1 まず手形金額の変造が問題となる場合について考えてみる。金銭の支払を請求するのに金額がわからなければその請求は認められない。したがって手形金額については原告が立証責任を負担する。<sup>(26)</sup>ただ、手形上の被告の署名がその意思にもとづいてなされたこと(署名の真正な成立)が認められると、その書面(手形)が被告の意思にもとづいて作成されたものであることが推定される(民事訴訟法三二六条)。しかも、手形は債務者の意思を記載したものと<sup>(27)</sup>して実質的証拠力をもち裁判所は原則的に、被告が手形上に記載された文言による債務を負担したものと認定することができる。

以上のことは、原告が現在の文言により手形金額請求をする普通の場合であろうと、現在の文言より高い金額を被告の負う債務の内容として請求する場合であろうと変わりがない。

したがって、被告が現在の文言による債務負担を争う普通の場合には、右の裁判所による現在の文言による債務負担の認定を妨げる事実を証明しなければならぬ。これは原告が立証責任を負う事実についての反証であり、被告の負うべき債務の内容が、現在の文言によるそれとはちがう疑いがある、つまり手形上の記載が被告の意思にもとづかないで変更された疑いがあるとの心証をえれば足りる。

ただ、現在の文言による債務負担を疑わせる事実を証明すればよいといっても、手形面上記載文言の変更がわからない場合には、前述のように、署名の真正な成立がみとめられる以上現在の記載による債務負担が強く推定されるから、被告は手形上の記載が変更されたことを立証する必要に迫られる。変更された疑いがあるという程度の立証では

足りないであろう。<sup>(28)</sup>これに対して手形面上記載が変更されており、あるいは変更されたことが強く推測される場合（例えば塗抹されたあとがあるとき）には、争いがある以上、裁判所は直ちに現文言による債務負担を認定することはできない。その部分についてはその成立の真否につき争いがのこるから、それについて立証責任を負担する原告がその真正な成立を立証しなければならぬ。その際一般に、その成立の認定には証拠によるほか、その文書の趣旨形式その他の弁論の全趣旨によってこれを認定することができる。つまり裁判所の自由心証がはたらくことになる。<sup>(29)</sup>

以上の考えによれば、通常の場合には、具体的事件における結論は、従来の通説のそれと同じことになる。<sup>(30)</sup>原告が被告に対して現文言より高い手形金を請求し、被告が現文言をこえる部分について債務負担を否認する場合には、より高い金額による被告の債務負担の事実が立証されなければ、現在手形に記載されている金額で請求が認められることになる。

2 満期の変造が関係するものうち、消滅時効は、それ自体訴訟法でいう抗弁であり、振出人は満期から三年経過したことについて立証しなければ、時効による債務の消滅を認めてもらえない。被告が消滅時効を主張する場合、満期がいつであるかの立証責任は被告が負担する。手形金額の場合とは原告と被告がわかるところだけで、あとのことは同じである。

満期の未到来が問題となる場合には、原告が満期の到来について立証責任を負うのか、それとも被告がその未到来につき立証責任を負うのか。通常の場合、満期が到来してはじめて手形金を請求できる（商法五一七条参照）のであるから、満期の到来は手形金請求の要件事実であるとも考えられる。<sup>(31)</sup>しかし、期限は債務者の利益のために定められたと法律上推定されている（民法一三六条。なお、手形法二条二項参照）から、債務者たる被告が何もいわなければこれを問題とせずに原告の請求は認められる。つまり、原告はこの点につき立証責任を負わず、それは被告の側に転

説  
換されているわけである。<sup>32)</sup>

論

遅延損害金の起算日については、原告が約束手形の振出人に対して満期以後の利息を請求するには、満期およびこれに次ぐ二取引日内に支払場所に手形を呈示したことが要件である（手形法七八条一項・二八条二項・七七条一項三号・三八条）。原告は、被告の署名当時、現在手形に記載されている満期と異なる満期が記載されていたことを立証しないと、それによる支払呈示は適法な呈示とならず、その満期以後の利息の請求は認められず、また、現在の満期およびこれに次ぐ二取引日内に適法な支払呈示をしたことを立証できなければ、この満期以後の利息を払ってもらうこともできない。この場合の満期の立証責任は原告にある。ただ約束手形の振出人が手形上に拒絶証書作成免除の文言を記載したときは、振出人についても裏書人等遡求義務者と同じ扱いが認められる。<sup>33)</sup> すなわち手形法は、右の記載は、所持人に対し法定期間内における手形の呈示および通知の義務を免除するものではないが、期間の不遵守は所持人に対しこれを援用する者においてその証明をしなければならず、と規定している（同法七七条一項四号・四六条二項）。そのため支払呈示が期間内になかったことの立証責任は被告が負担し、満期はこれに含まれることになる。<sup>34)</sup>

約束手形の振出人・為替手形の引受人に対し、原告が拒絶証書作成期間経過後（消滅時効期間経過前）に被告に対して手形金請求の訴をおこした場合には、訴状または支払命令送達の日以降の遅延損害金の支払を請求することが多い。この場合には拒絶証書作成免除の有無にかかわらず、原告は、遅延損害金発生の要件として、満期が到来した後、手形を呈示して支払を求め、被告を遅滞に付した事実を立証しなければならない。<sup>35)</sup> ただ、裁判上の請求には手形の呈示を要しないというのが判例である。<sup>36)</sup> 前記判例の場合には、原告に最も不利益な、つまり最も遅い満期は、原告が遅延損害金の起算日とした支払命令送達の日より遅いが、支払命令送達後異議により訴訟へ移行した場合には原告はその間継続して被告に対し支払請求をしていると考えられるから、立証責任の適用により定められた満期以後

の損害金の請求を認めてよい。

したがってまた、手形金請求においては満期未到来は前述のように被告の抗弁であるが、通常付帯して遅延損害金が請求され、そこで原告により満期到来が立証されてしまえば、それが問題となる余地はなくなる。

遡求権保全が争われる場合には、前述の約束手形の振出人に対する満期以後の利息請求の場合と同様で、拒絶証書の作成が免除されていれば、被告が期間の不遵守、したがって満期について立証責任を負担する。

なお、遡求権保全に関して支払地、支払場所、また受取人の変造が争われる場合がありうるが、これらについては要件たる適法な呈示の内容として、原告が立証責任を負う。

変造前の満期によれば、期限後裏書であり、これにもとづいて融通手形であることなど人的抗弁を對抗する場合に、期限後であることに満期が含まれるから、被告がその立証責任を負う(手形法二〇条参照)。

3 以上のように、手形の要件ないし記載事項ごとに、また満期についてはそれに関して何が主張されるかによって、立証責任を負う者がさまざましていると考えると、手形法がその六九条に立証責任の分配を示す形式で規定されなかったのは当然であり、またそのような形式で立法するにしても、各場合ごとに規定をおかなければならないことになる。

(25) 受取人の変造については、最(一小)判昭和四一・一一・一〇民集二〇巻九号一六九七頁参照。受取人の記載を無権限で変更しても、それは変造前の文言に従って責任を負うという手形法六九条の適用の対象とならないと思う。前田(庸)・手形小切手判例百選(新版)六八頁参照。振出地や確定日払手形の振出日も同じく債務の内容に関係がない。

(26) 抹消の場合と同じである。鈴木・手形法・小切手法三三三頁・注(一一)参照。

(27) 三ヶ月・民事訴訟法判例百選一一四頁、小山・前掲〔三八四〕三一八頁。なお、朝高院判大正一一・九・一四新聞二二七六号二〇頁参照。

(28) 例えば被告から手形を受け取った者がこの文言ではなかったと証言しても措信されず、少くともその手形振出の原因関係およびその対価を証明する必要がある。この説の論者は、最高裁のように解すると変造の事実につき善意の取得者が原文言を立証できないとその請求が全面的に棄却されてしまうというが、杞憂であろう。

事実上の推定であっても、その準拠する経験法則が信頼に値するものであればあるほど、これを動搖させるのは、困難である（賀集「事実上の推定における心証の程度」民事訴訟雑誌一四号四〇頁、五六頁）。民事訴訟法三二六条はいわゆる法定証拠法則であつて、法律上の推定ではない（奈良・前掲一二五—一二六頁）が、手形についてその効果は法律上の推定があるのに近く真偽不明にもちこむ証明は実際上困難で、偽であることの証明まですることになる。近藤・前掲評釈一二九頁、同、前掲解説七三頁。前記判例についていえば、手形上の文言が三通の手形のどの原文言ともちがうことが証明されたわけである。

(29) 司法研修所・四訂民事判決起案の手びき六六頁、伊沢・手形法・小切手法一六八頁、Staub-Stranz, Wechselgesetz, 13 Aufl. 1934, Anm. 15 zum Art. 69; Stranz, Wechselgesetz, 14 Aufl. 1952, Anm. 12 zum Art. 69; Jacobi, Wechsel- und Scheckrecht, 1955, S. 255. ドイツの民事訴訟規則四一九条は、文書に抹消等外見上の瑕疵がある場合にそれがその文書の形式的証拠力をどこまで減殺するかは、裁判所が自由心証により判断する、と定めている。わが国にこのような規定はないが、解釈上同様と考えられるであろう。したがつて、この場合にも現在の文言による請求が認められることがある。竹内・前掲四二〇—四二二頁参照。

(30) 鈴木・前掲論文一三三頁参照。

(31) 賀集「手形金請求の要件事実とその機能」松田判事戦四十年記念・会社と訴訟・下九九八頁。

(32) 吉岡「民事訴訟における要件事実について」司法研修所報二六号一九四頁、近藤・前掲解説七三頁。

(33) 鈴木・前掲書二九七—二九八頁・注(一一)。

(34) 坂井・前掲報告書八三頁、司法研修所・前掲九二頁。なお、名古屋地判昭和四七・三・九判例時報六六八号九〇頁参照。また現在為替手形用紙にはその表面に拒絶証書不要の文言が印刷されている。それは基本手形の内容となり、引受人に対する関係でも、適法な呈示があつたと法律上推定されているのと同じことになる。

(35) 坂井・前掲書一八五頁（前掲評釈一三三頁）、司法研修所・前掲箇所。

(36) 大判昭和二・二・二〇民集六卷二二号六八一頁。なお、大隅・手形小切手判例百選（新版）二二六頁参照。

- (37) 藤井ほか「民事訴訟における要件事実について」司法研修所報三二号二〇三頁参照。なお、民事訴訟法三三条一項参照。  
(38) ケースブック手法・小切手法一一二頁のコメントは、訂正を要する。

#### 四 複数の記載事項への立証責任の適用

前記判例は請求に用いられた手形が三通のうちどの一通か結局わからなかった点で特殊である上に、満期の変造と手形金額の白地補充権濫用とが問題となっている点で特殊である。しかも三通の手形のそれぞれの金額と満期の組合わせが認定されている。裁判所は原審・最高裁とも金額・満期のそれぞれについて立証責任により判断し、どちらについても被告が立証責任を負うとした原審では、三通の手形のいずれの組合わせとも異なる金額・満期で被告に支払を命じた。最高裁は金額については被告が、満期については原告が立証責任を負担するとしたため、被告の責任は三通のうちの一通的組合わせと一致することになった。

右の例で金額について補充権濫用の立証が<sup>(38)</sup>つくされたと考え、あるいは金額も変造された場合を考えると、金額・満期のいずれについても原告が立証責任を負うとされることも考えられる。

このように複数の記載について変造・補充権濫用が問題となった場合には、立証責任の適用によって判断した結果が認定された組合わせとちがってもやむをえないか。それともその場合にも、できるだけ認定された組合わせで判断すべきか。

イ 組合わせのまま立証責任を適用すべきであるという説は次のように説く。すなわち、組合わせが認定されているのであり、また要件ごとに立証責任を適用して客観的に存在しない手形上の責任を被告に認めることは適当でない。そして、組合わせで不利益を判断する基準については、金額によるもの<sup>(39)</sup>、消滅時効が問題となる場合を除

き金額によるとするもの<sup>(4)</sup>、一般論として、金額のみにとらわれるべきではなくて、他の記載事項のすべてを含めて総合的に観察し、取引通念に照らしてどれが最も不利益であるかを具体的に判断すべきではないかとするもの<sup>(4)</sup>、および手形金額に判決時までの手形利息を加算した額によるもの<sup>(4)</sup>、がある。

なお、次のように説く者がある。すなわち、举证責任の分配の基礎になる実定法の規定は、あくまで証券が同一性を維持しつつ、その内容が改変された場合を予定したものといたうべく、いずれかといえば、三通のうち、いずれか不明であるが、その一通が改変されたという場合には、それぞれの手形債務はあくまで相互に独立な債務なるをもって訴訟物が不確定なものとして、不適法却下ないし請求棄却すべきではなかったか。

本件の場合、原告は自からその改変をなし事実如何なる手形を改変したかについて十分承知すべき地位におかれていたのに、それをしていなかったのは、それなりになすべき注意を怠ったとして、不利益を受けてもやむをえない<sup>(4)</sup>。

ロ これに対して、手形の記載事項ごとに立証責任を適用し、その結果が認定された組合せとちがってもやむをえないとする説は、次のように述べる。すなわち、立証責任が適用されるのは事実を明らかにすることができなかった場合である。三通のうちの一通であることまでしかわからないとなれば、もはやどの一通であるかは問題とならない。あとは記載事項ごとに立証責任を適用し、これによって定まる限度で原告の請求が認められるにすぎない。認定の対象は被告の負うべき債務の内容であって、証券の同一性ではない。組合せのまま判断するといっても、その客観的基準が不明確である。またその結果一通の手形の組合せで原告の請求が認められた後、また三通のうちの一通の手形についての他の訴訟において、新たな証拠が発見されるなどして、これが前の訴訟で認定された組合せの手形であることが判明したとすれば、これにしたがって判決せざるをえない。したがって、組合せで判断しても記載事項ごとに判断した場合と同様の問題を生じるのであって、以上のことから考えると記載事項ごとに立証責任を

適用して判断することもやむをえないのではなからうか。

また、前記最高裁の判旨のように立証責任が所持人と署名者とに分配された場合には、諸事情を考慮して、三通のうちの一つを選択することが果して可能であろうか。たとえば、三通の手形のうち、一通が金額・支払期日ともに所持人にもっとも有効であり、また、一通が金額・支払期日ともに所持人にもっとも不利なものであった場合がそれに該当する。その場合には、その中間の残りの一通を選ぶべきなのか、あるいは、金額に重点をおいてこれを定めるべきか、いずれにしても困難であり、判旨の決定方法を、やむをえないものとして肯定するほかはないのではなからうか。

なお、請求の特定については次のようにいわれる。すなわち、手形金請求訴訟における訴訟物は、最少限度手形証券の特定によって特定することができる。手形証券は、甲一号証として法廷に顕出された手形であるから、本件訴訟の訴訟物たる手形上の権利は、「甲一号証による手形」（もちろん甲一号証手形の記載内容、手形番号等により他の手形証券と識別しうるメルクマールを掲げねばならないが）ということによってでも特定することができる。三通の手形のいずれであるかを確定しなければ特定できないものではない。

ハ 前記判例の場合には、原告は手形金請求とともにこれに付帯して遅延損害金を請求している。手形金額はどちらの請求に関しても問題となるが、満期は遅延損害金請求についてのみ争われている。原告が支払命令送達の日からの利息を請求するのに対し、被告は満期はそれよりも後であると争っているのである。遅延損害金請求は手形金請求に付帯するものであるが（民事訴訟法四四四条一項参照）、本来別個の請求であり、別訴で請求することが理論上可能である。また、さらに、同じ満期について、消滅時効を主張する被告と遅延損害金を請求する原告との両方にそれぞれ立証責任があることを考え合わせると、記載事項ごとに立証責任が適用されるのはむしろ当然のことになる。

説論

また満期の未到来または消滅時効の抗弁が成立する場合には、手形金額がいくらであろうと原告の手形金請求はしりぞけられることになるから、満期について立証責任を適用した結果、これらの抗弁が成立しない場合にはじめて、手形金額について立証責任を適用することになる。同様に、遡求権保全の有無をめぐって満期の記載が問題となる場合にも、遡求権保全がみとめられてはじめて手形金額が問題となる。したがって、複数の記載事項について変造・補充権濫用が争われるすべての場合を通じて、組合わせてなく記載事項ごとに立証責任を適用すべきである。<sup>(47)</sup>

(38) 白地補充権濫用については被告が立証責任を負う(手形法一〇条)が、それは所持人に取得に際し悪意・重過失があることを要件とし、その限度でこれを抗弁としたため、補充の範囲については変造前の文言と同じに扱われるものと考えられる。したがって、この事件におけるように、現在の文言が三通の手形の補充の範囲のどれとも異なり、しかもそのことにつき原告に悪意・重過失が認められる場合には、被告の抗弁が成立し、あとは被告の負うべき債務の内容についての原告の立証責任がはたらくことになる。近藤・前掲評釈一三〇頁参照。

(39) 谷口・金融法務事情三九一号二七頁。

(40) 近藤・前掲評釈一三〇頁、中村・前掲一〇五頁。

(41) 塩田・前掲八三頁。

(42) 竹内・前掲四一三頁。なお、田中(昭)・前掲一二頁参照。

(43) 本間・法律時報三九卷一〇号七七頁。

(44) 岸本・前掲四五―四六頁。

(45) 田辺・前掲一三九頁。

(46) 坂井・前掲書一九八頁(前掲評釈一一七頁)。

(47) 近藤・前掲評釈一三〇頁および同前掲解説七三頁をあらためる。

おわりに

手形金請求における手形金額や約束手形の振出人に対する遅延損害金請求における満期のように原告に立証責任がある事実についても、手形面上記載の変更が明らかでない場合には、通常、現在の文言で責任を負わされては不利利益を受ける被告が、変造前の文言の立証責任を負うのと変らない<sup>48</sup>。しかし、前記判例におけるように、例外的にせよ原告にこの点についての不利利益を負わせるべき場合があり、そして一つの請求における同じ記載事項についての立証責任が場合により異なることはありえないから、通常の場合にも原告が変造前の文言について立証責任を負い、ただ事実上被告がその立証を迫られるものと考えるべきである。立証責任の分配は実体法の解釈の問題であり、その基準は結局公平に帰するが、それは特定の請求なり抗弁なりについて一般的抽象的に定められるのであり、それらの中で当事者にとって有利・不利の観点から定められるものではない。請求あるいは抗弁ごとに定まっていればこそ、それを背景に訴訟が進行し、判断に必要な事実が不明の場合にこれを適用して判決をすることができるとは、結局、変造は、特定の請求なり抗弁なりの要件事実に組み込まれて機能するにすぎないのである。

(48) 最(二小)判昭和三八・八・二三民集一七卷六号八五一頁参照。小切手の振出日の変造は、遡求権の保全(小切手法三九条)に関して問題となり、また、無権利者からの期限後譲渡では、譲受人は善意取得する余地がなく(小切手法二四条)、被告の譲渡人に対する無権利の抗弁を承継することになる。